

れいわ4ねん7がつ23にち
令和4年7月23日

ほごしや みなさま
保護者の皆様へ

よこはまし せいしやうねんきよくほいく きやういくうんえいかちやう
横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

のうこうせつしよくしや たいききかん たんしゆく
濃厚接触者の待機期間の短縮について

ひごろ から、ほんし ほいく きやういくぎやうせい ごきやうりよく
日頃から、本市の保育・教育行政に御協力をいただきありがとうございます。

7がつ22にちこうせいろうどうしやう しんがたころなういるすかんせんしやう のうこうせつしよくしや たいききかん
7月22日厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間につい
て、げんこう 7にちかん から 5にちかん たんしゆく むね れんらく
て、現行の7日間から5日間に短縮する旨の連絡がありました。

そのため、こんご たいききかん かんがえかた のうこうせつしよくしや とくてい かた たいき
期間の考え方については、つぎ ごかくにん くださいますよう おねがいいたしま
す。

1 たいおう へんこうてん
1 対応の変更点について

(1) この づうちいこう かくしせつ れんらく のうこうせつしよくしや たいききかん さいしゆうせつしよく
(1) この通知以降、各施設から連絡する濃厚接触者については、待機期間を最終接触
び よくじつ 5にちかん りようりよう ひわりへんかん たいしやうきかん じゆんじて
日の翌日から5日間とします。利用料の日割り返還の対象期間もこれに準じて
たんしゆく
短縮します。

(2) すでに のうこうせつしよくしや とくてい げんざいたいききかんちゆう かた たいききかん
(2) すでに濃厚接触者に特定され、現在待機期間中の方についても、待機期間を
7にちかん 5にちかん たんしゆく
7日間から5日間に短縮します。

げんざいたいききかんちゆう かた りようりよう ひわりへんかん たんしゆく 6にちめ
なお、現在待機期間中の方の利用料の日割り返還については短縮せず、6日目

7にちめ ほいくしょとう おやすみ ぼあい ひわり へんかんたいしょう
7日目に保育所等をお休みした場合は日割り返還対象とします。

(3) のうこうせつしょくしゃ とくてい ぼあい たいききかん 2にちめ 3にちめ こうげん
濃厚接触者に特定されている場合において、待機期間の2日目、3日目の抗原

ていせいけんさ もちいたけんさ いんせい かくにん 3にちめ たいき かいじょ
定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できれば、3日目で待機を解除すること

ができます。なお、今回の厚生労働省の事務連絡においては、乳幼児を対象外とする

記載はないため、この運用の対象となります。抗原定性検査キットの費用について

は、各ご家庭の負担となります。

マーカー部分については、令和4年7月25日通知にて訂正し、乳幼児は短縮の対象外としています。

ぜんこくてき かんせんしゃ きゅうぞう
全国的に感染者が急増しています。これまでもご協力いただいていることではあります

が、保護者の皆様におかれましては、お子様の体調に普段と異なる様子が見られる場合

には、保育所等をお休みし、必要に応じて、かかりつけ医を受診するなど、感染拡大防止

に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

【担当】 こども せいしょうねんきょくほいく きょういくうんゐいか
電話 671-3564